

埼玉三二情報

平成 29 年 6 月 26 日
公益社団法人
埼玉県柔道整復師会
(総務部)

総務部 理事会「会議メモ」

平成 29 年 4 月 14 日 (金) 第 1 回理事会

第 1 号議案 新入会者承認の件について

東松山支部：山下賢一会員 川越支部：糸数結樹会員、西部支部：山崎直会員、
東部支部：酒井博之会員、川越支部：吉原理之会員、西部支部：大河原亮会員
6名承認

第 2 号議案 通常総会開催の承認の件について 可決承認

第 3 号議案 事業報告書及び決算関係の承認の件について 可決承認

第 4 号議案 総会における書面決議事項の承認の件について 可決承認

第 5 号議案 日整代議員・補欠代議員選挙の承認の件について 可決承認

平成 29 年 5 月 26 日 (金) 第 2 回理事会

第 1 号議案 新入会者承認の件について

大宮支部：増山元輝会員、東部支部：池上晃司会員 2名が可決承認

第 2 号議案 専務理事・常務理事の選任の承認の件について 可決承認

第 3 号議案 理事の職務権限の承認の件について 可決承認

第 4 号議案 役員報酬の承認の件について 可決承認

第 5 号議案 支部役員を選任の承認の件について 可決承認

第 6 号議案 各部長・委員長及び部員・委員の選任の承認の件について 可決承認

第 7 号議案 相談役・参与の選任の承認の件について 可決承認

第 8 号議案 埼玉県柔道連盟への寄付の承認の件について 可決承認

第 9 号議案 職員の定期昇給の承認の件について 可決承認

第 10 号議案 職員の夏季手当の承認の件について 可決承認

平成 29 年度定時総会報告：平成 29 年 5 月 21 日 (日) に埼玉県健康県民センターにおいて定時総会が開催された。議事に先立ち渡邊会長から平成 28 年度の各事業も滞りなく終了することができました。各々の事業は役員だけでなく、会員の皆様の協力により実現でき心よりお礼申し上げます。また、3 月 12 日開催されました関東学術大会埼玉大会にて奈良県大峯山で千日回峰行を満行された塩沼亮潤大阿梨を招聘し講演いただいたところ、大勢の方々から称賛を頂き、非常に大きな反響がありました。また日整から新しいかたちの特別講演、基調講演と高い評価をいただきました。この事業が会員は勿論、一般の皆様にも柔道整復師の普及活動の一端を担うものと考え効果的であったのではないかと思います。今後、県民の皆様のためになる有益な公益事業をすることにより、それが接骨院・整骨院の社会的評価に繋がると思われ、また会員皆様のためになることではないでしょうか。近年、療養費保険取扱いが大変な勢いで落ちております。何度かお話はいたしました。平成 21 年度に民主党が政権をとり、連日のように新聞、テレビで事業仕分けの様子が放映されておりました。平成 22 年度からは我々の業界は崖ぶちから転げ落ちるように減少が続いており 22 年度の取扱いと 27 年度を比較しますと一人当たり平均 20~25% 落ち、日整一人当たりの平均で 50~60 万円の減少です。26 年度からは若干緩和され前年度より 21 万円減少 27 年度は 14 万円になり、減少傾向が弱まっておりますが、21. 22 年度の療養費と比較しますと大きな落ち込みとなっております。今後は規制による落ち込みは若干緩和されると思われま。また、日整を中心に柔道整復師の質を高めるため卒後研修制度等更に検討され、会員皆様と共に力を一点に集中し活動していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議事に入り議長に大宮支部・銭場信雄会員が選任され、第 1 号議案は原案どおり可決承認。第 2 号議案の役員任期満了に伴う役員改選により、理事 10 名、監事 2 名が選任され可決承認された。

※総会時に増田憲治会員 (草加八潮支部) から文書による質問が提出されましたが、議案以外のため後日回答することとしました。つきましては、平成 29 年 7 月 7 日 (金) 午後 2 時から本会館において増田会員の質問に対し説明いたしますので出席を希望される方は電話にて事務局まで申し出て下さい。

○新役員による臨時理事会において正副会長の選定が決議され総会において報告され、また 5 月 26 日開

催された第 2 回理事会において専務理事・常務理事の選定が決議され可決承認。

役 員		役 員	
会 長	渡邊 寛	常務理事	高野 光雄 (学術部長)
副会長	大河原 晃	常務理事	磯田 和男 (広報部長)
副会長	渡辺 一民	常務理事	荻野 義之 (事業部長)
専務理事	高橋 知則 (総務部長)	理 事	半田 彰 (学術担当)
常務理事	宮倉 正 (経理部長)	監 事	進藤 清司
常務理事	吉田 幸作 (保険部長)	監 事	松井 雄二

保険部：①施術所開設届出事項証明書の発行について

国家資格を有する者が施術を行っている施術所といわゆる民間療法を行う店舗を県民が明確に識別できることを目的として、施術開設届出事項証明書を発行しています。なお証明書の発行に係る手続きにつきましては、ホームページ (<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0703/sejyutusyosyoumeisyo.html>) に掲載していますので確認してください。なお (さいたま市、川越市、越谷市、川口市及び所沢市に施術所を開設している場合は各市に御相談ください。)

◎留意事項：各申請の手続は開設者が行ってください。

- ・申請の際に窓口にて本人確認を行いますので運転免許証等、本人を証明できるものを御持参ください。
- ・代理の者が申請する場合は、委任状を御用意ください。(委任状の様式は問いません。)
- ・証明書の申請及び受け取りは、原則、保健所の窓口で行ってください。
- ・やむを得ず、郵送とする場合は、返信用封筒 (角形 2 号 (A4 の紙が折らずに入れられるサイズ) 及び切手 (280 円 (特定記録で郵送)) を御用意ください。
- ・証明書の交付枚数は、1 施術所につき 1 枚となっています。
- ・交付された証明書は利用者から見やすい場所に掲示するようお願いいたします。
- ・施術所で広告できる事項は法律で決められています。施術所の広告が違反広告になっていないか御確認ください。

②交通事故による請求取扱について、不正等が発覚し、調査に要した (弁護士費用等) 高額な費用を負担する事例が数件判明しております。会員各位におかれましては、このようなことのないよう十分注意されますようお願いいたします。

③各保険者から患者調査により、返戻並びに不支給の例

返戻の場合： 組合からの指摘事項を精査し速やかに再提出の手続きをする

不支給の場合： 保険者より不支給処分の決定通知が出された場合は、保険者とその後の協議はできません。よってこの処分に対し不服のある場合は、被保険者がこの処分を知った日の翌日から 60 日以内、各厚生局の社会保険審査官まで、口頭または文書で審査請求を行います。申請書は被保険者 (患者) で、代理人が施術者側となりますので、審査請求には患者さんとの連携が必ず必要であること。

最近の保険者による返戻事例

- ・骨折の同意があるが、医科レセプトとの突合の結果、医師は骨折と診断していない。
- ・医師との重複受診で慢性疾患。
- ・代理人委任欄に署名してないことが分かり、委任不成立のため白紙委任として不支給。
- ・患者負担分と領収証が合致するものが提出されないと、適正と判断されないため。
- ・資格喪失後の受診による返戻。
- ・受診者回答書により負傷の原因が急性または亜急性の外傷性によるものではないため全部不支給の決定通知

行事予定

○顧問医相談日・県民相談日	日 時	29. 7. 12 (水) 午後 1 時~
○中関東柔道大会	日 時	29. 7. 23 (日) 埼玉県立武道館
○日整親善ゴルフ大会 (本会主管)	日 時	29. 9. 10 (日) 栃木県 プレストージカントリークラブ
○保険業務講習会	日 時	29. 10. 15 (日) 市民会館おのみや
○学術講演会・研修会	日 時	29. 11. 5 (日)
○日整学術大会関東大会・千葉大会	日 時	30. 3. 11 (日) 千葉県
○埼玉柔道大会	日 時	30. 5. 27 (日) 深谷ビクタートル